

令和6年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和6年6月4日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

令和6年6月4日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第30号 尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第31号 令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について  
（提案説明、審議留保）
- 日程第 4 議案第32号 和解及び損害賠償の額の決定について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 5 議案第32号 和解及び損害賠償の額の決定について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 6 議案第33号 尾鷲市教育委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第34号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第35号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第36号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第37号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第38号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第39号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第40号 尾鷲市農業委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第41号 尾鷲市農業委員会委員の任命について  
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第15 報告第 3号 専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号））
- 日程第16 報告第 4号 専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第17 報告第 5号 専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）
- 日程第18 報告第 6号 専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条

例の一部改正)

日程第19 報告第7号 専決処分事項の承認について（尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正)

日程第20 報告第8号 専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正)

(報告、質疑、討論、採決)

日程第21 報告第9号 令和5年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第22 報告第10号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算について

(報告、質疑)

○出席議員（6名）

1番	南	靖久	議員	2番	小川	公明	議員
3番	濱中	佳芳子	議員	4番	西川	守哉	議員
8番	中村	レイ	議員	10番	仲	明	議員

○欠席議員（3名）

5番	村田	幸隆	議員	7番	内山	左和子	議員
9番	中里	沙也加	議員				

○説明のため出席した者

市	長	加藤	千速	君
副	市長	下村	新吾	君
会計管理者兼会計課長		野地	敬史	君
政策調整課長		三鬼	望	君
政策調整課調整監		後藤	健太郎	君
政策調整課調整監		西村	美克	君
総務課長		森本	眞明	君

財 政 課 長	岩 本 功 君
防 災 危 機 管 理 課 長	大 和 秀 成 君
税 務 課 長	三 鬼 基 史 君
市 民 サ ー ビ ス 課 長	湯 浅 大 紀 君
福 祉 保 健 課 長	山 口 修 史 君
福 祉 保 健 課 参 事	世 古 基 次 君
環 境 課 長	平 山 始 君
商 工 観 光 課 長	濱 田 一 多 朗 君
水 産 農 林 課 長	芝 山 有 朋 君
水 産 農 林 課 参 事	千 種 正 則 君
建 設 課 長	塩 津 敦 史 君
建 設 課 参 事	上 村 元 樹 君
水 道 部 長	神 保 崇 君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長	竹 平 専 作 君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	田 中 利 保 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長	柳 田 幸 嗣 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	山 中 英 幹 君
教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 参 事	森 下 陽 之 君
教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監	渡 邊 史 次 君
監 査 委 員	民 部 俊 治 君
監 査 委 員 事 務 局 長	仲 浩 紀 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	高 芝 豊
議 事 ・ 調 査 係 長	濱 野 敏 明
議 事 ・ 調 査 係 書 記	樺 田 朋 実

[開議 午前 9時59分]

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は6名であります。よって、会議は成立をいたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員、7番、内山左和子議員、9番、中里沙也加議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、10番、仲明議員、2番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第30号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び日程第3、議案第31号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） 令和6年第2回定例会の開会に当たり、南靖久議長をはじめ、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされたわけでございますが、議員の皆様と共に市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

そして、今回任期を終えられました前議長の仲明議員には、格別の御厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き、市政運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年は、本市が昭和29年6月20日に、県内9番目の市として誕生してから70周年という節目の年を迎えます。

そして、今月30日には、市制施行70周年記念式典を開催いたしますので、

市民の皆様、議員の皆様と共にお祝いしたいと思っております。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明と市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆さまの深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、市制施行70周年記念式典についてであります。

今月20日に市制施行70周年を迎える本市では、記念式典の開催日である6月30日に向け、現在、SNS上におきまして、本市を応援していただいている皆様によるカウントダウン動画を掲載しており、市内外に広く式典をPRするとともに、お祝いムードを盛り上げていただいております。

式典当日は、第1部で、尾鷲節のアトラクションに始まり、これまで各分野において功績が顕著であった方々に対する表彰を行います。

また、第2部では、創設100年を超える日本で最も長い歴史と伝統を誇る交響吹奏楽団「大阪 シオン ウインド オーケストラ」による記念演奏会を開催し、次代を担う市内の小中学生の皆さんをはじめ、多くの皆様に、国内屈指の生演奏による迫力と感動を味わっていただきたいと考えております。

また、来場された皆様に、一層楽しんでいただけるよう、尾鷲の魅力伝える「写真展」や「尾鷲の甘夏をPRするブース」を会場内に設置いたします。

ぜひ多くの市民の皆様に御来場賜り、共にお祝いしていただきたいと思っております。

また、本年度、市制70周年を記念して拡充する「おわせ港まつり」をはじめとする4大イベントや来年2月開催の「NHKのど自慢」など、市制70周年を彩る記念事業を成功させるべく、万全の準備を進めてまいりますので、市民の皆様、議員の皆様のご御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、観光振興についてであります。

本年度は、先ほど申し上げたとおり、市制施行70周年を盛り上げるべく、「おわせ港まつり」、「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツーデーウォーク」、そして「尾鷲磯釣り大会」の4大イベントの拡大など、イベントを中心とした交流人口の増加を目指すとともに、あわせて、「熊野古道世界遺産登録20周年」を記念し、来月7日に県立熊野古道センターで開催予定の県のシンポジウムに合わせて、本市として「スカイランタンイベント」を開催し、20周年記念日を盛り上げてまいります。

今後も、各種記念事業の開催に向けて関係者と調整を進めているところでござ

います。

具体的な事業内容につきましては、現在、それぞれの実行委員会と担当課で検討を進めているとの報告を受けておりますが、まずは、8月3日開催の「おわせ港まつり」については、昨年の反省点も踏まえ、花火の打ち上げ開始時刻を例年より30分早め、午後7時30分から開始する予定です。

また、同日、22年ぶりの復活となる「尾鷲節パレード」を開催し、次世代に尾鷲節の伝統・文化を継承するとともに、地域の一体感の醸成と、にぎわいの創出を図ってまいりたいと考えておりますので、市民の皆様はもとより、企業・団体の皆様からの多くの御参加を、切にお願い申し上げる次第でございます。

さらに、「ふるさと納税からつながる関係人口づくり」の一環として、昨年度、本市に御寄附いただいた方々の中から700名を「おわせ港まつり」に御招待し、感謝の気持ちをお伝えするふるさと納税感謝企画「おわせ港まつりへ行こう！」を実施いたします。

花火大会での招待席を用意するとともに、「尾鷲節パレード」への参加を呼びかけ、御希望の方には市民の皆様から御提供いただいた浴衣を着て、本市の伝統や文化を感じていただく予定であります。

また、市内の中学生が「ふるさと納税が、地域の課題を解決してくれる一助となっており、地域の活性化につながっているのだ」ということを学び、御招待者に感謝の気持ちを込め、リストバンドを組みひもで手作りしてプレゼントしようと頑張ってくださいました。これがリストバンドでございます。議員の皆様にもおつけいただいていると思いますけれども、本日傍聴に来ていただいている中学生の皆さん、ありがとうございます。

市民の皆様におかれましても、ぜひ御招待者の方々を温かく受け入れていただき、ふるさと納税をきっかけとした関係人口づくりの推進に、深い御理解と、多大なる御協力をお願い申し上げます。

また、秋以降のイベントにつきましても、御参加いただく皆様はもとより、市民の皆様も共に楽しんでいただけるよう、魅力あるものにしてまいります。

そして、市制施行70周年及び熊野古道世界遺産登録20周年を大いに盛り上げるべく、実行委員会の皆様と事業内容を具体的に詰めながら、集客交流人口の増加につなげてまいります。

次に商工振興についてであります。

先月18日に、尾鷲商工会議所主催で開催されました「第10回尾鷲旬のコツ

まみバル」におきましては、市民の皆様をはじめ、市外からのお客様も多数御参加いただき、まさに大きなにぎわいが生まれました。これもひとえに主催者である尾鷲商工会議所をはじめ、参加店舗の皆様、関係者の皆様の御尽力のおかげであり、この場をお借りし、改めて感謝申し上げる次第でございます。

また、市制施行70周年記念事業として、尾鷲観光物産協会とともに実施しております「深層水キャンペーン」では、4月に尾鷲の「お」の字を「束ね熨斗」で表現したロゴマークが完成し、今後、本市の公式ロゴとして活用してまいりたいと考えております。

同キャンペーンでは、市内外の事業者が海洋深層水を活用したオリジナル飲料を製造し、それに記念のロゴマークとオリジナルラベルを貼り、販売を開始いたしました。この記念のロゴマークやラベルの制作には、尾鷲高等学校、尾鷲中学校、輪内中学校の生徒の皆さんにも御協力をいただきました。次世代を担う子供たちにも参画していただいたことは、私といたしましても大変うれしく思っております。

本市といたしましても、引き続き多くの皆様との連携を図りながら、商工振興を進めてまいります。

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化の整備事業についてであります。

先月30日にプロポーザル方式による設計業者選定の公募を開始し、1次・2次審査を経て、9月上旬に設計業者を決定する予定です。

今後につきましては、本年度に設計業務を実施し、来年度から改修工事に着手し、令和8年度中の完成を目指してまいります。

市民の皆様へ、両施設を通じて快適なスポーツ環境や多様な生涯学習の機会を提供し、教養と健康づくりを推進するため、安全安心で生き生きと学び、活動を続けられる拠点施設を整備してまいります。工事完成までの間、御不便をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、防災対策についてであります。

長年の懸案事項となっております津波避難タワーの整備計画につきましては、尾鷲北エリアの「旧中京銀行尾鷲支店」、尾鷲南エリアの「旧矢浜保育園」への設置を進めており、先月、「旧中京銀行尾鷲支店跡地」の売買契約を済ませたところであります。

今後、津波避難タワーの建設に向けては、現在、設計の準備を進めており、来

年度から建物の解体及び建設に取り組んでまいります。

この避難タワーを整備することにより、避難に時間を要する方や逃げ遅れた方が速やかに避難することが可能となるため、大変減災効果の高い事業であるものと確信しております。

次に、ゴールデンウィーク中の先月4日、尾鷲魚市場周辺で開催いたしました「ちびっこ防災フェア」は、14もの関係機関の御協力の下、家族連れの皆様で大いににぎわいました。自衛隊や警察、消防などの車両や船舶の展示、地震体験、放水体験、ドローン操作体験などを通じ、本市の将来を担う子供たちに「防災」をより身近に感じてもらうことができたものと思っております。

また、今月23日には、国道42号尾鷲南パーキング防災拠点周辺におきまして、「尾鷲市関係機関合同災害対処訓練」を実施し、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化を図り、顔の見える関係の構築を図ってまいります。本訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対しましても、住民の皆様の防災・減災意識の向上を図り、これからの出水期に備えていただきたいと考えております。

今後も引き続き、ソフト・ハードの両面の取組による防災文化の醸成を一層推進し、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、尾鷲総合病院についてであります。

人口減少に伴い、当院の患者数も減少しており、病院経営にとって大変厳しい状況が続いております。

そのような中、昨年度、公立病院としての役割や機能を果たしながら、経営を維持・存続させるため、「経営強化プラン」を策定したところであり、本年度からは病床を56床削減し、一般病床143床・療養病床56床の計199床にすることによって、効率的な病院経営に取り組んでおります。

一方、現在閉店し、御不便をおかけしている売店の状況ではありますが、私といたしましては、入院患者をはじめとする利用者の皆様にとって、日用品や衛生用品などの購入、また、飲食ができる場所としての利便性や役割をしんしゃくしますと、どうしても売店は必要と考えております。

しかしながら、これまで売店再開に向け、市内外の業者と交渉を重ねておりますが、不調に終わっております。そのため、病院独自での再開、もしくは売店の機能を有したサービスの提供をしなくてはならないと強く考えております。その中で、一番の課題である商品調達先の確保につきましては、交渉中ではあります

が、ある程度のめどが立ってきており、現在は販売方法や設備について検討しているところで、8月中をめどに開始できるよう取り組んでおります。

入院患者をはじめとする利用者の皆様には大変御不便をおかけしておりますが、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

今後も引き続き、市民の皆様の健康と安全な暮らしを守り、「地域になくてもならない病院」として、安定した病院経営及び医療提供体制の確保に努めてまいります。

続きまして、今回提案しております議案第30号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」と、議案第31号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の2議案につきまして説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第30号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきましては、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」により、保育所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準が見直されたことから、条例の一部を改正するものであります。

3ページを御覧ください。

議案第31号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の「尾鷲市一般会計補正予算（第2号）主要事項説明」の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で8,041万円を追加し、これにより特別会計及び企業会計を含めた予算総額を198億1,482万9,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

2ページを御覧ください。

14款国庫支出金3,749万円の増額は、デジタル田園都市国家構想交付金516万8,000円の増額及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,232万2,000円の追加であります。

15款県支出金684万4,000円の減額は、交付額決定に伴うもので、み

え子ども・子育て応援総合補助金578万円、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金106万4,000円のそれぞれ減額であります。

17款寄附金73万4,000円の増額は、市内1団体より、おわせSEAモデル構想に係る拠点整備事業に対し、御寄附を頂いたものであります。

18款繰入金583万7,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款諸収入4,319万3,000円の増額は、市内3地区のコミュニティ事業が採択されたことに伴う一般コミュニティ助成事業助成金660万円、自治体情報化システム標準化事業等に対するデジタル基盤改革支援補助金3,374万3,000円及び消防団員退職報奨金収入422万5,000円のそれぞれ追加、交付額決定に伴う芸術文化振興育成事業助成金137万5,000円の減額であります。

次に、歳出について説明いたします。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページを御覧ください。

まず、総務費の一般管理費は、国が整備するガバメントクラウドへの移行やLWAN更新への対応として、回線引込手数料66万円のほか、自治体情報システム標準化・ガバメントクラウド移行業務委託料3,319万8,000円の追加が主なものであります。

財産管理費は、頂いた寄附金73万5,000円を地方創生拠点整備等基金に積み立てるものであります。

コミュニティーセンター費は、市内3地区に対するコミュニティ助成事業補助金660万円の追加であります。

次に、民生費の社会福祉総務費は、福祉保健センター放送設備購入費158万4,000円の追加、子ども医療費は、福祉医療費制度システム改修業務委託料59万4,000円の追加であります。

生活困窮者自立支援事業費は、物価高騰対策生活支援給付金給付事業としまして、新たに住民税が非課税となった世帯と住民税の均等割のみ課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給するもので、それぞれ1,616万1,000円の追加であります。

生活保護総務費は、社会福祉主事の資格認定講習に係る普通旅費 14万6,000円及び受講負担金9万9,000円のそれぞれ増額であります。

5ページを御覧ください。

農林水産業費の農業振興費は、交付金の減額等に伴う有機農業推進業務委託料206万2,000円の減額が主なものであります。

次に、消防費の非常備消防費は、消防団員の退職者増加による退職報償金42万5,000円の増額であります。

6ページを御覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

「L G W A N回線使用料」及び「L G W A N接続ルータ借上料」の追加につきましては、いずれも来年度以降における事業の円滑な執行を図るため、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第30号「尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」と、議案第31号「令和6年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第4、議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきまして説明いたします。

議案書の4ページを御覧ください。

議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、令和5年3月13日、環境課職員が事故を起こし、相手方に負傷を負わせ、また、相手方車両に損害を与えたもののうち、人身傷害に係る和解及び損害賠償の額を定めるもので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会

の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第32号は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時24分〕

〔再開 午前10時38分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、仲明委員長。

〔10番（仲明議員）登壇〕

10番（仲明議員） それでは、行政常任委員会へ付託されました議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告を申し上げます。

今回、付託されました議案は、令和5年3月13日に発生した環境課職員による自動車事故に係るもので、事故により負傷された相手方との人身部分の示談が成立したことに伴う和解及び損害賠償の額の決定を行うものであります。

先ほど、委員会を開催し、市長、副市長並びに関係課長の出席を求め、説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上をもちまして、行政常任委員会の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第5、議案第32号「和解及び損害賠償の額の決定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第33号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(南靖久議員) ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、議案第33号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきまして説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

議案第33号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」につきましては、森下龍美氏から退任の申出があったため、教育行政に関し理解があり、人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有している米倉すが氏を新たに教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(南靖久議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第6、議案第33号「尾鷲市教育委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第33号については原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第7、議案第34号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」についてから日程第14、議案第41号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」までの計8議案を一括議題といたします。

事務局長をして、議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

議長(南靖久議員) ただいま議題となりました8議案につきまして、提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) それでは、議案第34号から議案第41号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案につきまして説明いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

議案第34号から22ページの議案第41号までの「尾鷲市農業委員会委員の任命について」の8議案につきましては、委員の任期が本年6月15日をもって満了となることから、農業に関する識見を有し、農地等の利用に最適化の推進に関する事項など、その職務を適切に行うことができる者として、尾鷲市農業委員会委員に、北村都志雄氏、日下浩辰氏、三鬼早織氏の3名を新たに任命いたしたく、また、黒次美氏、塩津史子氏、庄司和稔氏、高村敦夫氏、野田泰史氏の5名を再任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(南靖久議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております8議案につきましては、人事案件でもあり、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。  
これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決しました。  
これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第7、議案第34号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第8、議案第35号「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第9、議案第36号、同じく「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第36号は原案

のとおり同意することに決しました。

次に、日程第10、議案第37号、同じく「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第11、議案第38号、同じく「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第12、議案第39号、同じく「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第13、議案第40号、同じく「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第14、議案第41号、同じく「尾鷲市農業委員会委員の任命について」を採決いたします。

本議案について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。挙手全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第15、報告第3号「専決処分事項の承認について(令和5年度尾

鷲市一般会計補正予算（第10号）」から日程第20、報告第8号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの報告6件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告6件につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件につきまして説明いたします。

報告第3号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）」から報告第8号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの6件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

議案書の23ページを御覧ください。

報告第3号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）」につきまして説明いたします。

歳入では、地方交付税、法人事業税交付金等の額の確定による増減及びふるさと応援寄附金の歳入見込みに伴う減額などであります。

歳出では、財政調整基金積立金の増額及びふるさと応援基金積立金の減額であります。

これにより、歳入歳出にそれぞれ5,165万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億5,579万7,000円とする歳入歳出予算の補正及び事業費変更に伴う繰越明許費補正であります。

25ページを御覧ください。

報告第4号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入で普通交付金を増額し、歳出で療養給付費等を増額するものであります。

これにより、歳入歳出にそれぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億1,667万4,000円とするものであります。

27ページを御覧ください。

報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、納税者

本人及び控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき、個人住民税1万円を控除する定額減税などを行うため、条例の一部を改正したものであります。

40ページを御覧ください。

報告第6号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、一定の税負担の引下げを可能とする特例期間の3年延長や条項整理などを行うため、条例の一部を改正したものでございます。

44ページを御覧ください。

報告第7号「専決処分事項の承認について（尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」につきましては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、課税免除の期間を令和9年3月31日まで3年間延長するため、条例の一部を改正したものであります。

47ページを御覧ください。

報告第8号専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましては、地方税法の一部を改正する法律に伴い、国民健康保険税額の軽減判定に用いる金額の改正により、軽減対象が拡大されたため、条例の一部を改正したものであります。

以上をもちまして、報告第3号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号）」から報告第8号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」までの説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第15、報告第3号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第10号））」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、報告第3号は承認されました。

次に、日程第16、報告第4号「専決処分事項の承認について（令和5年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号））」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、報告第4号は承認されました。

次に、日程第17、報告第5号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、報告第5号は承認されました。

次に、日程第18、報告第6号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、報告第6号は承認されました。

次に、日程第19、報告第7号「専決処分事項の承認について（尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正）」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、報告第7号は承認されました。

次に、日程第20、報告第8号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健

康保険税条例の一部改正)」を採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。挙手全員であります。よって、報告第8号は承認されました。

次に、日程第21、報告第9号「令和5年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び日程第22、報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） それでは、報告第9号「令和5年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきまして説明いたします。

議案書の50ページを御覧ください。

報告第9号「令和5年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、個人番号関係住民基本台帳システム改修業務をはじめとする令和5年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内容を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

次に、52ページの報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（南靖久議員） 生涯学習課長。

[教育委員会生涯学習課長（山中英幹君）登壇]

教育委員会生涯学習課長（山中英幹君） それでは、報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算について」につきまして御説明いたします。

令和6年度事業計画及び予算の1ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには、設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページには、令和6年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページを御覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、「せぎやま倶楽部」の文化芸術展や発表会、共催事業として「教育文化事業」、その他、講演会や映画会などを中心とした計画となっております。

次に、7ページを御覧ください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用益を5,000円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益422万円は、入場料等収益32万円、貸館利用料収益380万円が主なものであります。

予算減額の主な要因は、講演会を無料開催としたことによるものです。

次に、管理受託収益が4,481万1,000円。これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部合計は4,903万8,000円であります。

次に、8ページを御覧ください。

支出の部、事業費であります。

臨時雇用賃金1,247万2,000円は職員4名分の賃金、福利厚生費196万円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

光熱水費761万4,000円、賃借料86万1,000円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。

委託料1,409万9,000円は会館保守管理業務委託費等で、予算減額の主な要因は、自主事業公演委託費の減額によるものです。

手数料210万2,000円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は4,233万1,000円であります。

次に、9ページを御覧ください。

管理費のうち主なものは、職員1名分の臨時雇用賃金310万8,000円、委託費129万6,000円は会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は664万6,000円であります。

支出の合計は4,897万7,000円となり、前年度と比較しますと265万5,000円の減額となります。

10ページから11ページは、正味財産増減計算ベースでの収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第10号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和6年度事業計画及び予算について」の御説明とさせていただきます。

議長（南靖久議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結をいたします。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、明日5日水曜日から7日金曜日まで議案調査のため休会とし、10日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

〔散会 午前11時11分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 小 川 公 明